

# おしえて 消費生活！！

## 被害事例①

警察官をかたる者から、「詐欺犯を捕まえたところ、犯人の持つリストの中からあなたの名前が出てきた。調査のため個人情報や口座番号を教えてください。」という電話があった。

### 《アドバイス》

こうした手口では、この後、警察官に成りすました犯人が、現金や通帳、キャッシュカードを自宅まで受け取りに来てだまし取るということが考えられます。

警察が、通帳やキャッシュカード、現金を預かることはありません。

このような電話があったらすぐに110番通報をしましょう。また、家族や友人、近隣の方にも注意を呼び掛けてください。



**警察官や家族をかたる犯罪が多発しています。**

## 被害事例②

息子をかたる男から、「女性を妊娠させてしまった。相手に示談金を支払わなければいけない。」と電話があり、信じて現金を振り込んでしまった。

### 《アドバイス》

犯人は、犯行の電話をする前に「携帯が変わったから登録しなおしてよ」と電話をし、次回かけた時に息子本人だと信用させます。登録しなおす前に、従前の番号にかけて確認しましょう。

犯人は、「今日中にお金が必要」、「急いで銀行へ行ってほしい」、などと慌てさせることで、緊張感や時間的切迫感のストレスを与えてきます。冷静さを失わず、必ず家族や消費生活センター、警察などに相談しましょう。



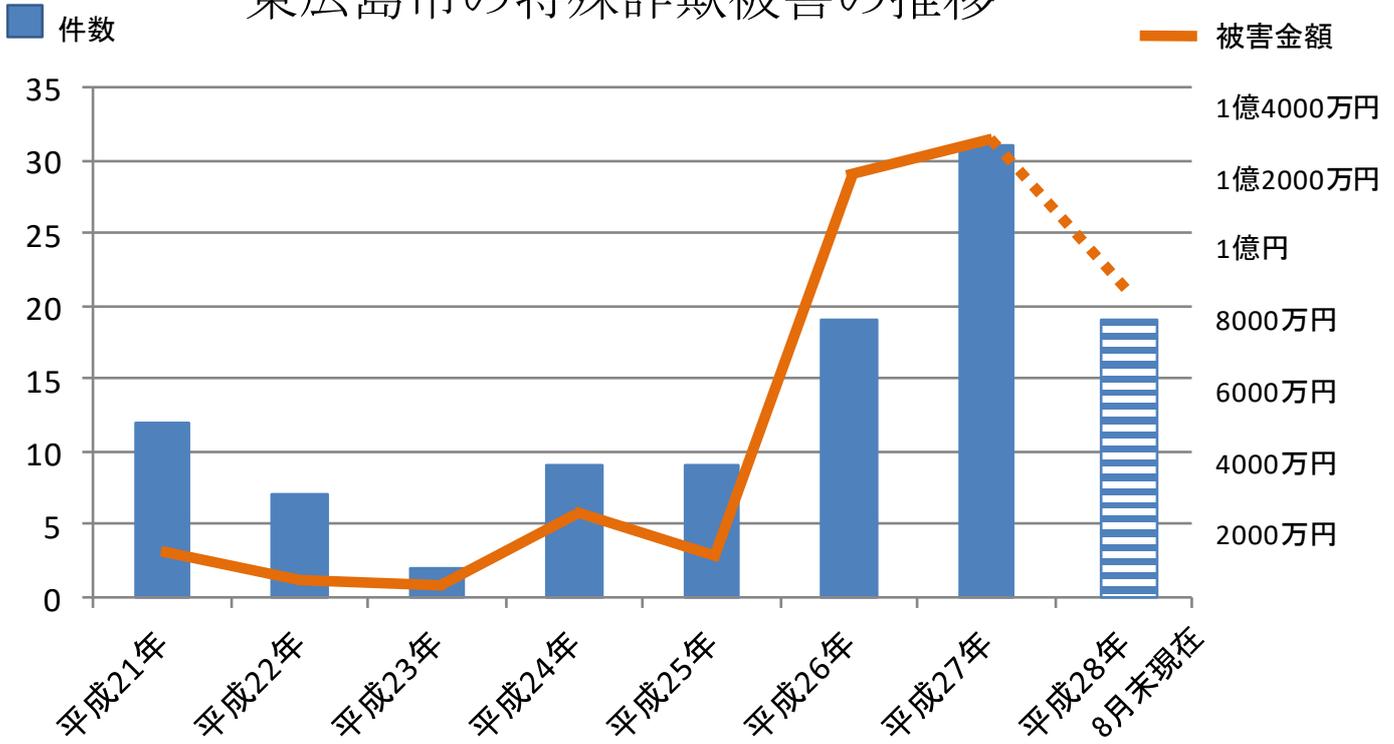
# 東広島市消費生活センター

東広島市役所 北館 1階 2番窓口 電話 082-421-7189

(月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9～12時 13～17時

◎ 困ったときは、東広島市消費生活センターにご相談ください。

# 東広島市の特殊詐欺被害の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (8月末現在)
件数	12	7	2	9	9	19	31	19
被害金額	1165 万円	1479 万円	1619 万円	2310 万円	1220 万円	11850 万円	12379 万円	8200 万円

**被害に遭わないために、こんな電話は疑ってください！**

- 携帯電話の番号が変わった。**
- 風邪をひいて声が変わっている。**
- すぐにお金を振り込んでほしい。**
- 交通事故を起こして示談金が必要。**
- 会社のお金を使い込んでしまった。**
- お金はレターパック(宅配便)で送って。**

## ●主な特殊詐欺の事例

### ① 架空請求

(例) 身に覚えのない請求をして、払わないと裁判すると脅し不当に現金をだまし取る。

### ② ワンクリック請求

(例) 無料サイトにアクセスしたらいきなり登録になり、登録料を請求する。

### ③ 還付金詐欺

(例) 還付金を払い戻すとだまし、電話でATMを操作させて現金を振り込ませる。

◎こうしたトラブルに巻き込まれたら、東広島市消費生活センター (TEL082-420-0924) にご相談ください！！